

## 新しい SPF 豚農場認定基準の改定方向

SPF 農場認定基準再検討委員会委員長 柏 崎 守

### はじめに

SPF 養豚の目的は、疾病リスクを最小限に押さえる生産システムにより生産効率の改善を図るとともに、豚肉の高品質化と安全性確保を実現することにある。SPF 養豚は今までの生産実績から安定生産が図れることが実証されており、農場数と飼養頭数は年々着実に増加しており、また豚肉は品質と安全の両面から高い信頼性を得るに至っている。

以前は、SPF 養豚が普及するのに伴って SPF 豚の定義や生産システムの運用を巡ってさまざまな混乱が生じることが少なくなかった。日本 SPF 豚協会はこうした事態を憂慮し、より信頼性の高い SPF 養豚システムの構築を目指して、平成 6 年に SPF 豚農場認定制度の発足に踏み切った。この認定制度に関する各種基準は、当時の社会動向や技術水準をもとに設定され、新しい豚生産の方向性を示すものとして、生産者をはじめとする関係者から大きな注目を集めて今日に至っている。

基準というものは、いつの時代にあっても社会の要請や技術の進歩と調和がとれており、かつ合理的に設定されている必要がある。現行の認定制度は発足後 10 年が経過しており、一部に時代の変化にそぐわない部分が見られるようになった。こうした事情から、本協会は平成 14 年 8 月に「SPF 豚農場認定基準再検討委員会」を設け、新しい基準作りを 1 年間にわたって行ってきた。新基準はほぼ出来上がっており、平成 15 年 4 月から実施す

る予定となっている。

### 現行基準見直しの背景

SPF 豚農場認定制度は、生産システムを正常に稼働させるための基準とその評価法を示し、それに沿って生産が行われている農場であれば認定される仕組みである。この制度が発足して 10 年が経過したが、その間にも家畜生産を巡って O157 やサルモネラなどによる畜産食品の汚染事故、BSE 問題などが相次いで発生した。こうした汚染の第一義的な原因は農場段階にあることから、給与飼料や投与薬剤をはじめ、疾病発生など飼養行程における安全管理の要請は一段と高まった。さらに、飼養管理行程の情報開示や畜産物のトレーサビリティシステムの確立など安全・安心生産を求める時代へと大きく変化した。

現行の認定制度は、こうした社会的要請に対して概ね対応可能な仕組みとなっただけで、ここにきて基準や評価法について改めて検証し直す必要性がでてきた。とくに生産ベンチマークやヘルスチェックにおける測定・診断・記録法や評価基準などについては生産・衛生技術の進歩に合わせるだけでなく、生産工程管理の情報開示や HACCP・トレーサビリティ対応に配慮した安全・安心生産の強化を図り、社会的要請に対して的確に応えることが不可欠の時代となってきたわけである。

こうしたことから、新しい認定基準の改正にあ

たっては、①安全・安心生産、②生産工程管理の情報開示、③ HACCP・トレーサビリティ対応、④生産衛生ステータスの向上、⑤低コスト生産・高品質化の促進、⑥ SPF 養豚システムの健全な発展、などの社会的要請の実現に重点を置いた。これらの項目を踏まえた改正作業のなかで、GGP・GP 農場に対してはサルモネラ・コレラシスをはじめとする排除疾病の拡大、豚繁殖・呼吸障害症候群などの陽性豚が存在する場合は当該疾病陰性の CM 農場へ出荷してはならないことなどが盛り込まれた。また、CM 農場に対してはベンチマークの考え方を取り入れた生産性の評価、トレーサビリティシステム対応などを考慮した新基準案がまとまった。

### 認定制度の強化と審査の透明化

#### 1) SPF 豚農場認定委員会

旧基準では、SPF 豚農場認定委員会（認定委員会）は GGP 農場および GP 農場に対する認定の審査を主な任務としていたが、新基準では各ピラミッドが独自に認定してきた CM 農場に対しても認定のための審査を行うこととした。このように、第三者機関である認定委員会がすべての SPF 豚農場に対して一元的に審査することで、各ピラミッド間の CM 農場に対する評価のバラつきがなくなるとともに、認定に対する透明性が一段と高まることが期待される。

さらに、認定委員会は予告なしに農場視察を行い、視察により防疫設備、防疫管理などに不備が発見された場合は、改善勧告を行うことができることとし、6 ヶ月以内に改善されなければ認定は取り消されることとなる。査察制度は認定制度そのものに対する信頼性の確保とともに、認定結果

を担保するうえで不可欠である。

#### 2) ピラミッド認定委員会

生産ピラミッド毎に設置されていた CM 委員会の名称をピラミッド認定委員会（ピラミッド委員会）に変更する。旧基準では、CM 委員会は生産ピラミッド傘下の CM 農場に対して認定を行い、SPF 豚農場認定委員会へ報告すればよいことになっていた。新規則ではこうしたいわば自家認定制度を廃止し、ピラミッド委員会は予備審査するだけにとどめ、認定の可否は第三者機関である認定委員会に委ねることとした。

ピラミッド委員会内には、従来のヘルスチェック責任者および生産成績評価責任者のほかに、生産工程責任者を新たに置くことを義務付けた。生産工程責任者は、CM 農場における生産工程管理（給与飼料の種類、投薬の記録、出荷と畜場名と出荷年月日など）の記録・保管の整備状況を指導・監督し、生産工程管理の情報開示やトレーサビリティシステムに対応する。

### SPF 豚排除対象疾病の拡大

#### 1) GGP・GP 農場

GGP 農場および GP 農場における排除対象疾病として、これまでマイコプラズマ肺炎、オーエスキー病、萎縮性鼻炎、豚赤痢、トキソプラズマ病の 5 疾病を特定していた。新基準では以上の 5 疾病のほかに、伝染性胃腸炎、豚流行性下痢症、サルモネラ・コレラシス感染症の 3 疾病を新たに追加することとした。その評価は、臨床所見または微生物学的検査によることとする。なお、一般のサルモネラについては、飼料を介しての侵入リスクや開放的環境下での鳥獣からの感染の可能性を排除することの困難さ、検査コストの問題など

から、排除対象疾病とはしないが、調査実績が蓄積された段階で再度検討する方向で決着した。

この度の改正では、モニタリング対象疾病を設けたことがポイントとなっている。対象疾病として豚繁殖・呼吸障害症候群、胸膜肺炎および内・外部寄生虫病を指定し、評価は抗体検査、と畜場出荷豚における肺病変の有無の確認、微生物学的検査、または虫体・虫卵検査によることとした。モニタリング成績は、認定委員会へ報告することを義務付けるとともに、陽性豚がある場合は当該疾病陰性のCM農場へ出荷してはならないこととした。これら疾病は、肉豚の生産性に大きな影響があることから、CM農場における汚染防止と清浄化を促す狙いがある。

## 2) CM農場

CM農場における排除対象疾病は、従来どおりマイコプラズマ肺炎、オーエスキー病、萎縮性鼻炎、豚赤痢、トキソプラズマ病とする。検査方法は診断技術の進歩や衛生状況の変化に合わせて若干の変更が加えられた。そのうち、オーエスキー病は清浄地域における検査は年1回で可としたが、汚染地域にあっては清浄化を前提して全頭ワクチン接種とし、抗体検査は年2回以上実施することとした。オーエスキー病の清浄化はより積極的に推進する必要があることから、ワクチン接種プログラムと四半期毎の抗体検査成績を認定委員会へ報告することを義務化した。

また、マイコプラズマ肺炎については従来はと畜検査で肺炎病変のスコアリングを実施していた。しかし、ELISAによる抗体検査は一部のCM農場で実施されてきたが、診断の信頼性が得られたとして抗体検査による成績でも可とした。なお、肺炎病変スコアが3の場合は微生物学的検査

の実施を推奨することとした。

## CM農場の生産成績評価

### 1) 評価に必要な生産データ

現行の生産成績の評価基準では、肉豚事故率と農場飼料要求率で一定レベル以上の基準を設定していたが、新基準では経営全体を把握できるベンチマークを取り入れた総合評価で実施することとした。評価に必要な生産データとして、例えば一貫生産農場にあっては、①農場回転指数（年間総出荷頭数/年間平均総飼養頭数）、②年間農場飼料要求率、③年間1母豚当り肉豚出荷頭数、④年間肉豚1頭当り薬剤費（抗菌性物質、駆虫薬、解熱剤、強肝剤、解毒剤、止瀉剤など）とする。

なお、生産性成績評価の参考資料としてこれらの生産成績のほかに、母豚1頭年間当りの分娩回数・哺育開始頭数・離乳頭数のほか、肉豚平均出荷日齢、肉豚出荷率（肉豚育成率）のデータが必要である。

### 2) 生産データの重み付け・農場生産指数

一貫生産については、農場回転指数＝15、年間農場飼料要求率＝25、年間1母豚当り肉豚出荷頭数＝40、肉豚1頭当り薬剤費＝20の比率で重み付けする。一方、平成14年SPF豚認定農場（161農場）の平均値（農場回転指数＝1.70、年間農場飼料要求率＝3.19、年間1母豚当り肉豚出荷頭数＝21.35、肉豚1頭当り薬剤費＝286円を基準値として固定する。

一貫生産農場における農場生産指数の算出式を示すと、 $(15/1.70 \times \text{農場回転指数}) + (50 - 25/3.19 \times \text{年間農場飼料要求率}) + (40/21.35 \times \text{年間1母豚当り肉豚出荷頭数}) + (40 - 20/286 \times \text{年間肉豚1頭当り薬剤費})$ となる。この計算式により算

出される総合点が農場生産指数であり、指数80以上を認定条件とする。現行制度で認定されている農場であっても、この指数が80未満の場合は改善勧告を行い、2年以内に基準達成できない場合は認定は取り消しとなる。なお、薬剤の使用制限については3年間の猶予期間を設けて、一貫生産農場では現行600円以下を450円以下に引き下げる方針である。

### 農場生産記録の保管と情報公開

新基準では、CM農場はSPF豚の生産履歴（給与飼料・投与薬剤の種類、出荷先、出荷年月日・頭数など）を明確にしておくために、生産工程管理記録を整備し保存することとしている。その整備・保存状況は認定条件の対象となるが、その評価方式については検討中である。

生産工程管理記録は臨床観察、ヘルスチェック、生産成績などについて3年間保存し、認定委員会の求めに応じて提示することが義務付けられた。さらに、消費者などから生産情報の提供を求

められた場合は積極的に情報開示することが望ましいとした。

### おわりに

平成14年度末現在、肉豚生産の認定CM農場は161農場あり、母豚の飼養頭数は6万2千頭となっており、母豚頭数の国内シェアは7%弱を占めるに至っている。しかしその一方で、生産ピラミッドからSPF繁殖豚を導入していながら認定事業に参加していない農場が304農場にも上る。認定事業への参加は任意であり経費もかかるが、さらに多数の農場に参加してもらう必要がある。

新基準が実行されるようになれば、生産者は目標管理が一段としやくなり、SPF状態の維持による生産性向上が期待されよう。また、消費者にとってはSPF養豚に対する理解が深まり、さらに生産工程管理が充実されたことでSPF豚肉ブランドに対してより高い信頼を寄せるものと思われる。